

第9回柳川市景観審議会 会議録



福岡県柳川市
建設部都市計画課

会 議 録

会議名称	第9回柳川市景観審議会
日 時	平成31年3月28日(木) 14時30分～17時00分
会 場	柳川市民会館 第二会議室
出席者	<p>【委員】柴田委員、山田委員、田上委員、大森委員、田中委員、山口委員、横山委員、小柳委員、佐々木委員、酒見委員(10名)</p> <p>【事務局】建設部長兼都市計画課長松永、都市計画係長梅崎、都市計画係田中、彌永、塚本</p>
欠席者	【委員】島田委員、野上委員(2名)
傍聴者	0名
議題等	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長あいさつ 3 委員の紹介 ・・・資料1 4 会長、副会長の選出 5 議事 ・・・資料2 <ol style="list-style-type: none"> (1) 議案第1号 景観形成基準外の届出について (2) 議案第2号 景観形成基準外の届出について (3) 議案第3号 伝習館高校防球ネット改修工事について 6 報告 ・・・資料3 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成30年度の届出等の状況について (2) 今年度、来年度の取り組みについて (3) 景観計画の見直し及び屋外広告物の対策について 7 閉会
会議資料	<p>資料1 柳川市景観審議会委員名簿</p> <p>資料2 ・議案第1号 景観形成基準外の届出について ・議案第2号 景観形成基準外の届出について ・議案第3号 伝習館防球ネット改修工事について</p> <p>資料3 ・平成30年度の届出等の状況について ・今年度、来年度の取り組みについて ・景観計画の見直し及び屋外広告物の対策について</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>みなさん、こんにちは。 委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ご案内の時間となりましたので、ただ今から、第9回柳川市景観審議会を開催させていただきます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めます、柳川市役所建設部都市計画課係長の梅崎と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>【資料説明】</p>
事務局	<p>配布資料は以上になります。不足等がございましたらお知らせください。それでは、早速、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>本日、柳川市長が公務により欠席しておりますので、副市長の酒見勇次より、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。副市長お願いします。</p> <p>【副市長あいさつ】</p>
事務局	<p>それでは、引き続き、次第の3「委員の紹介」に移らせていただきます。</p> <p>3名変更がありますので、改めて、ご出席委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元にお配りいたしております資料1「柳川市景観審議会委員名簿」の順に、ご紹介申し上げます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしますので、その場でご起立をお願いいたします。</p> <p>はじめに、福岡大学工学部教授の柴田久様です。 (柴田でございます。よろしく願いいたします。)</p> <p>次に、九州大学大学院芸術工学研究院教授の田上健一様です。 (田上です。よろしく願いいたします。)</p> <p>久留米工業大学工学部教授の大森洋子様です。 (大森です。よろしく願いいたします。)</p> <p>熊本大学熊本創生推進機構准教授の田中尚人様です。 (田中です。よろしく願いいたします。)</p> <p>イゴス環境・色彩研究所所長の山口ひろこ様です。 (山口です。よろしく願いいたします。)</p> <p>続きまして、公益社団法人福岡県建築士会柳川地域会の山田一浩様です。 (山田です。よろしく願いいたします。)</p> <p>公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会県南支部の横山隆美様です。 (横山です。よろしく願いいたします。)</p> <p>今回から新たに参加いただきます柳川市商工会の小柳浩子様です。 (小柳でございます。よろしく願い申し上げます。)</p> <p>柳川市観光協会の島田隆様です。本日は欠席です。 柳川市議会の佐々木創主様です。</p>

	<p>(佐々木でございます。よろしくお願いいたします。)</p> <p>福岡県都市計画課課長の野上和孝様です。福岡県都市計画課長野上委員は欠席ですが、本日は福岡県都市計画課永田様にオブザーバーとしてお越しいただいておりますので、ご紹介いたします。</p> <p>(永田と申します。よろしくお願いいたします。)</p> <p>最後に柳川市副市長の酒見勇次です。</p> <p>(酒見です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>以上で委員の紹介を終わらせていただきます。</p> <p>事務局</p> <p>続きまして、事務局職員をご紹介いたします。</p> <p>まず、はじめに、建設部長の松永でございます。</p> <p>(松永でございます。よろしくお願いいたします。)</p> <p>私が、都市計画係長の梅崎でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、都市計画係の田中です。</p> <p>(田中です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>彌永です。</p> <p>(彌永です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>塚本です。</p> <p>(塚本です。よろしくお願いいたします。)</p> <p>今後とも、本市の景観行政への一層のご理解、ご協力を賜りまして、より良い柳川市ならではの景観づくりを、職員一丸となって進めていきたいと考えておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、委員12名中、10名の委員にご出席いただいておりますので、委員定数の半分以上の出席に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、このような各委員会につきましては、柳川市情報公開条例に基づきまして、公開していくこととなります。本審議会につきましても、議事録を作成し、皆様方のご了解をいただきまして、公開していくこととなります。公開の方法につきましては、市のホームページ等で会議の内容を公開することを予定しております。</p> <p>また、発言者の氏名につきましては、議事録に表記させていただきたいと考えておりますので、発言される場合は、恐れ入りますが、マイクを使い、ご自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。事務局で議事録を作成後、各委員に発言内容等の確認をさせていただき、各委員の了承をいただいた後、議事録を公表してまいりたいと考えておりますが、ご了解いただけますでしょうか。</p> <p>《了承》</p> <p>事務局</p> <p>それでは、ここで、次第の4「会長、副会長の選出」に入ります。</p> <p>柳川市景観条例施行規則第12条第1項では、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定めるとされておりますが、委員に大きな変更がないことや、前回から引き続きの案件もございますことから、事務局の方で指名推薦をさせていただきたいと存じますがいかがでしょうか。</p>
--	---

	<p>《異議なし》</p>
事務局	<p>ありがとうございます。では、異議なしということですので、会長につきましては、これまでの審議会で会長をしていただきました福岡大学工学部教授の柴田委員に、また副会長につきましては、福岡県建築士会山田委員にお願いしたいと存じますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>《異議なし》</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 それでは、会長を柴田久委員に、副会長を山田一浩委員に決定させていただきます。 それでは、恐れ入りますが、会長、副会長は、前の席にご移動をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、柴田会長より一言ごあいさつをお願いいたします。</p>
柴田会長	<p>改めまして、福岡大学の柴田でございます。こんにちは。年度末の、本当に最後の最後のお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。前回から引き続き、今回も会長を務めさせていただきます。数年、どのくらい前からか、柳川にずっと通い続けておりますが、今日はじめて立花うどんに行きまして、おいしくてですね、うなぎ、川下りだけじゃないなど。本当に柳川の魅力はたくさんあって、まだまだ勉強するところがいっぱいあるなというふうに思っております。今回改選もあったということで、第9回の景観審議会ですが、考えてみますと、平成最後の審議会ということで、次回からは新しい元号に変わるということで、今後の柳川の景観を考えていく上でも非常に重要な、あと今後に向けた平成最後の審議会ということで、本日も何卒忌憚のない、ご意見ご助言のほうをお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 施行規則第12条第4項に、審議会の会議は会長が議長となるとありますので、これからの進行につきましては、柴田会長をお願いいたします。</p>
柴田会長	<p>それでは、早速ですが、議事に入って参ります。 議案第1号、議案第2号 景観形成基準外の届出について、事務局のほうから説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務局から説明】</p>
柴田会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、ご意見とご質問はいかがでしょうか。</p>

佐々木委員	<p>議案第1号のマンションの方はもう既に塗り替えられておいて、議案第2号のマンションはもう塗り始められているということで、議案第1号のマンションはそういう条例というか、基準なんて知らなかったと。それで、届けられて、基準外であるということが判明して、そのときの当事者とのやり取りを教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>議案第1号のマンションの方に足場がかかっておりましたので、電話しましたところ、すぐおいでいただきまして、おそらく濃い紺色なので、大丈夫でしょうということでした。そして、すぐに色を調べられまして、やはり外れていたというところで、責任者の方とすぐに来ていただきました。すでに色が塗り替えられているということでしたので、審議会にかけることとなりますよというご説明をしたところでした。</p> <p>議案第2号の方につきましても、すでに足場がかかっておりまして、ちょっと見えにくいのですが、建物のバルコニーの奥の部分は塗り替えが終わっておりまして、今から塗り替えるのが縦の部分になります。そのような状況でお話しをさせていただきましたら、やはりデザイナーズマンションで売り出していて、色をすごく気に入って買われた方も多いと。このバルコニーの奥の方はすでに塗り替えが終わっているということです。今からここを塗られるというところなのですが、色をすごく気に入っているというところと、確かに色味が高明度、高彩度というところではなく、落ち着いたのでは是非この色でやりたいので、審議会にかけていただいても構わないというところでやり取りをしています。以上です。</p>
佐々木委員	<p>景観にそぐう、そぐわないで、見直し云々の話しがあったのですが、私が気になるのは、そういう条例がある色彩であるとか高さであるとか樹木であるとかですね。それで、きちっと申請をされて、基準内かどうかを判断をされて、ストップをかけるなり、審議会にかけて、ゴーサインを出して着手していただく。こういう風な場合、足場一日いくらでしょうから、相当費用がかかると思いますしね。だから、ちょっと待ってくださいと言ったときに、これはお願い条例なので、なかなか難しいですよ。この案件に限定した話ではないですけど。その辺、どうなのでしょう。例えば、樹木の伐採。ここは保全エリアだから、やめてくださいと。とんでもない赤い色を塗られようとしているから、待ってくださいと、やめてくださいと言った場合に、強制力はあるとか、基本的なことですが、再確認させてください。</p>
事務局	<p>この制度の中で言いますと、そこまでの話しはできると思っております。しかし、今回の場合が、足場がかかった後に、こちら側としても気付いたところもありまして、もうすでに色を塗り始められていたので、今回こういう状況の中での審議会というような話にさせていただいたところでした。</p>
佐々木委員	<p>とんでもない行為でもないのですが、仕方がないと思うのですが、ただ議案第2号ですね、これは合併前の旧伝統美観条例の高さが制限以上の建物だったんですね。審議会でも相当問題になって、担当部署も相当非難を浴びた案件で、それと、議案第1号のマンションは、合併前の三橋町ですから、認知度</p>

	<p>が低いと。</p> <p>議案2は、特に川下りコースの出発点ですから、柳川の玄関口でもあるので、そんなところに建てると。私から言わせると非常にいわくつきの建物と。ただ、非常に洒落てて良いと思いますけど。</p> <p>その辺の手続き云々と、後の議題にもあると思いますけど、認知度。こちらは分譲でしたから、議案第1号のマンションは賃貸もあるでしょ。だから、施主さんの形態なり、その辺のところの整理を私はきちんとしていただきたいなと思います。</p>
柴田会長	<p>その他いかがでしょうか。</p>
横山委員	<p>今日、自宅から、今古賀の方からずっと南から現場を見に行きました。途中で、この写真では見えないのですが、遠くから見ると、屋根の色が壁とマッチしないような。レンガ色みたいな、明度がすごく高いような、よく色彩のことはわからないのですが。</p>
柴田会長	<p>どっちのほうですか。</p>
横山委員	<p>議案第1号のマンションです。屋根は写ってはいませんが、かなり、あっと目立ちました。屋根の塗り替えは出ていますか。</p>
事務局	<p>屋根の方は出ていないので。外観から、見えるところだったのでしょうか。</p>
横山委員	<p>かなり、私ははっと思いました。</p>
事務局	<p>確認させてください。(後日確認。元々赤色で、今回壁面と同じ色で塗り替えを予定)</p>
山田副会長	<p>議案第1号のマンションの件ですけども、施主さんが、知らなかったということだったですけども、市役所から業者さんにかなり周知がいつていると思いますが、業者さんから施主さんの方に、何らかの、される前に何かなかったのかと思って、情報が。</p>
事務局	<p>今年度、指名願いの提出があった事業者さんに全てチラシを配布して、周知を行っています。ただし、今回施工された事業者さんが福岡市内の事業者さんで、その指名願いをされていたかどうかは確認していませんが、それとオーナーさんが今回変わられたみたいで、その当たりもちょっと影響しているのかなというところがあります。</p>
大森委員	<p>先ほど、オーナーさんが変わられたということでしたけど、不動産関係の方もいらっしゃいますけど、それって重要な説明事項にならないのですか。ここは景観計画地域なので、塗り直すときとかはきちんと。</p>
横山委員	<p>重要な説明事項をしなければなりません。</p>

<p>大森委員</p>	<p>しなきゃいけませんよね。それをしていなかったということなのか、あるいは知っててやってしまったのか、ちょっと疑問があります。それは問題で、それに対しては厳正に処置と言いましょうか、しないといけないと思うのが1点です。それから、議案第1号のマンションの色ですけども、私はすごく強すぎるように思います。この色でオーケーを出して本当にいいのかというのはちょっと疑問です。一部だからいいっていうお話しでしたし、議案第2号の方も一部だからいいということでした。これが全面に出てくると、第1号にしましても、第2号にしましても、この色が全部であれば、とても強すぎる色ではないかと思いました。本当に強い色でオーケーしていいのか、私は疑問です。</p>
<p>柴田会長</p>	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>もう塗られてしまっていたというところがですね。届出がなかったのが一番やっぱり大きな問題なんですよね。今回は、大森委員がおっしゃいましたが、このぐらいで済んだからよかったものですね、もっとすごいものが届出なくやられてしまう場合もあるわけですね。これは難しいなという気がしますけど。</p> <p>問題は二つあって、一つは届出がなかったという手続き上の絶対知っておいていただかないといけない情報を知られてなくて、もしかして確信犯かどうか追求できないからわからないですけど、ここについてはまずかなり問題が大きいのということ。それと、先ほど佐々木議員がおっしゃっておられた話にはちょっとつながると思いますけど、今の柳川の景観計画の基準が、掘割の地区に関する歴史的なゾーンと、駅周辺の都市的なゾーンと、その他、田園ゾーン。この辺の、ある種全然違う、求められる方向性が違う景観のエリアが、わりと似かよった、同じような基準で押しなべて諮られようとしているところに、でも実態が全然ついていけないところというのは一つ問題で、これは来年度以降に確実に見直しを図っていかないと思います。実態にどこまで合わせるのかということ、柳川が以前美観条例のときに目指していた柳川の風景をどこまで守っていくかということ、どうすり合わせていくかが来年の課題になるなど会長として思いました。</p> <p>その他、なかなか発言しにくい案件であるかもしれませんが、山口委員、ありますか。</p>
<p>山口委員</p>	<p>イゴス環境・色彩研究所の山口ひろこです。色のことですので、具体的にちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、たぶん、このように一つ色の基準が設けられていると、基準に照らし合わせてみると、それぞれの外観面積で、面積の大きいもの、その次に大きいものと、照らし合わせて基準に合致しているかという形で見ていくプロセスを踏むと思うんですけどね。今やられようとしているのは、結果的に色の組み合わせが非常にコントラストの強いものになっているということだと思います。基準が外れているのは、片側の濃い紺色という風におっしゃっていたのですが、要するに数値で表せば紫系ではあるけれども、実際に見ると紺色に、皆様には見えるということですね。かなり暗い色で、黒っぽい紺色、そして片側はすごく明るい</p>

色なので、組み合わせると強いコントラストをもたらす、それが人に与える印象となり、強い感じがすると大森委員がおっしゃったように、そうなんだと思います。こういうときにいつも残念に思うのが、数値で言えば1度ぐらゐの調整をしていだけで、そのコントラストをちょっと和らげることができ、結果、すごく品位、品格が生まれたりするんです。また、調整によって和らぎや優しさを生んで、それが結果的に景観に調和、融和するということを生み出すことができるのです。しかし、その調整手順が踏めなかった、そういうアドバイスもできていないし、やり取りができなかったというのが結果論としてすごく残念だなと思います。もし、できるならば、今紺色とおっしゃっている部分が、多少、これは具体的な提案をしないとせねば相手も納得しないと思うのですが、まだ間に合うならば、多少、ここにコントロールをかけることができるかと思ひます。でも、本当のところ、面積の大きい方をコントロールかえた方がいいですけどね。さらに両方かければ、色の組み合わせとしては、もっと和らぎを持たせることができたと思うのですが。実際の色を見ないとわかりませんが、そういうことが考えられます。

景観の色彩の基準というのは、個別に1個ずつその色の基準をどうしても記さざるを得ないんですけども、実は、例えばこのエリアでこういう印象をもたらしたいということがあれば、コントラストという部分も実は考え記さないといけないんですね。要するに、このエリアはこれからこういう風にもっていききたいということ、景観計画の中で、推薦の色にするのか、推薦の色の組み合わせにするかなど、その辺は今後の課題だと思うんですけども。私も仕事柄、何を決めるかということ、それが外装であれ、内装であれ、商品であれ、その色のコントラストについては決めますね。一つの印象を考える上でですね。ただ、こういう基準を決めるときに、そこまで言及することができるのかというのは悩ましいところではあると思いますが。そのために、先に申し出ていただいて、アドバイザー制度の利用があるんじゃないかと思ひます。個別案件をそうやってコントロールしていかないかぎり、このような地域の中ですごい存在感を持つ建物のコントロールは難しいのではないかなと思ひます。たまたまですね、著しく、はなはだしく問題ありそうな建物というわけではないから、まだよかったけれども、ということですね。今申し上げた手順を踏まなかったというところで、結果的に本当に望ましい方向にはなっていないというのは、私もこれら案件をみてそう思ひます。だからコントロールできる可能性があるとするれば、今残された面積の2番目に小さい面積のコントロールをかけられるかどうかということも相手に聞いていただければと思ひます。可能であれば、そのとき私の方でも案を考え対応させていただきますけれども。それくらいですね、今のところ。結局、次の見直しの際、基準に関しては変えていくしかないかなという風に思ひます。それと、エリアごとの特性をもう少し踏まえたものにしていくべきかなと思ひます。以上です。

田中委員

熊本大学の田中です。問題としては、色彩の問題としては山口委員がおっしゃったとおりで、そんなに対した問題じゃないかなと。どっちかという、前から気にしておられるような、色彩の基準見直しを迅速にすればいいのかなと思ひますけど。

	<p>める状況で分かったときは、どうしても思いが先行するのではないかという気がしました。</p>
田上委員	<p>田中委員がおっしゃったのと同じなんですけど、今回の結果は、審議会名で適合という風に通知をされるということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>今届出の段階で止まっておりますので、審議会の判断を受けて、適合であるとか、指導であるとか、助言であるとか、そういったことを行う予定にしております。</p>
田上委員	<p>田中委員がおっしゃったように、警告まではいかななくても、注意をした方がいいと思うんですけど、今回に限り審議会で検討し、認めるけれども、少し強い注意というか、そういう形で審議会名で出した方がいいかなと思います。あくまでも、入っていませんから、範囲が。</p>
佐々木委員	<p>この審議会の判断の結果の文言というのは公開されるのですか。</p>
事務局	<p>公開はしておりません。届出者に通知をするのみです。</p>
佐々木委員	<p>ずっと今までですね、色に限らず、重要な建物であるとか、樹木であるとか、もう次々と切られたり、知らなかったと。基準を変える云々の話、もちろんですけど、やっぱり柳川で、福岡の業者、東京の業者、柳川のことを知らない業者、柳川で色塗り替えるとき、柳川で構築物を作るとき、ちょっと気をつけないと大変よというぐらいの認識を持たせる。そういうことはどの段階かできちんとしておく必要があると思うんですよ。施工業者にしても、例えば議案第1号のマンション、審議会が強制力を持って、塗り替えなさいと言ったときに、施主が知らないのが悪いのか、施工業者が色彩の度合いとか云々は専門家しか知りませんからね。そうなったときに、塗り直しの費用の損害賠償請求を施主から受けるというケースも考えられますよね。そういった意味で、業界団体の横のつながりもいろいろあると思いますし、きちんと、やはり柳川は色彩に気を使わないと大変だと、市民なり我々がしっかり認識して、あの色は駄目なんじゃないのという声を上げる人が増えることも大事ですけども、そういう多方面の対策をしておくべきじゃないかと思えます。</p>
田上委員	<p>参考なんですけど、柳川の景観条例では、審議会で書類審査をすることになってはいますが、ある近くの大きな市では景観審議会の場に、設計者とか、クライアントが同席されることあるんですね。審議会の場で、委員の前で説明して、そこで意見を言うという直接の場もあるんですね。段階を、書類審査の後に、この場に来て説明をしていただくとかですね、それも次年度の検討課題に入れていただいた方がいいかな。結局不動産の価値も下がりますから、基準を守らないということは。来年の課題にさせていただけたらと思えます。</p>

柴田会長	<p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>たくさん貴重なご意見をいただいて、どれも本当にごもつともでして、これが審議会として全員一致で承認というわけにはやっぱりいかないですよ、当然。これは、手続きを踏まえていませんし、基準も外れていますので、何かしらの注意、警告、とにかくその辺はご検討をいただきたいということ、この後の報告の中でも出てくるんですけど、なし崩し的な案件がちょっと増えてきているので、来年度基準自体の見直しももちろん行うんですけど、先ほど佐々木委員がおっしゃったように強制力を増させる対策も合わせて検討していくということも課題として申し上げたいなという風に思いました。</p> <p>やり方としては、具体的な体制としては、田上委員がおっしゃってましたけど、設計者と専門家とか審議会の委員が直接話しができる場、確かに他市はそういうのは持っています。ただし、それはそれで、結構やる側は大変ではあるんですよ。やっぱり、専門家が毎回毎回集まって、私もいろんなところに行ってますけど、年に3、4回必ず行って話し合いをしてとかですね、ずっとそれをやっていくのも事務局的な作業とか、専門家側の負担もありますので、予算化の問題もありますので、そこももう少し戦略的に考えていってもらえればと思いました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
田中委員	<p>僕も柴田会長がおっしゃることに賛成なんですけど、労力をかけなくていいのは、良い事例を宣伝することなので、僕たちの中で、今、西鉄柳川さん、すごく良い駅ができたっていう噂が広まってですね、あれを見に来る人はちょいちょいいるわけですよ。その人達にこんな良い事例がありますよとか、川下りもすごく有名でそういうところに訪れたときに、ちょっと小さくてもいいからこの審議会としておススメの事例をこんな風にするといいですよみたいなものを積極的に宣伝して、景観に配慮することで儲かりますとか、ブランドが上がりますとか、価値が上がりますということ、先ほど佐々木委員がおっしゃったように、厳しい目で見えますよという。でもわかった人にはすごくビジネスチャンスですよっていうのを両方打っていくことが大事なかなと思ったので、是非、そっち側のあんまり労力をかけない方、ほめてあげるとかですね、そんなことをやった方が良いかと感じました。以上です。</p>
小柳委員	<p>本当に申し訳ない質問ですが、先ほど警告・注意を促すとおっしゃいましたけど、警告というのはどの辺の基準なんでしょうか。私、始めてこの会に入りましたので、警告・注意っていう住み分けですか、そこをちょっとわかりかねたのですが。</p>
事務局	<p>届出の流れなのですが、事前相談というのが、何かを建てたり、色を塗り替えたりというのがわかった時点で、都市計画課の方に来ていただいています。そして、事前協議をして、そして行為の届出というのが着手の30日前までに届け出をしていただきます。そして審査をして、適合であれば、適合通知ということで着手に進んでいただきます。不適合だった場合、この審議会に諮らせていただきまして、いくつか方法があります。まず、助言・指導というのは、こういう風に直してくださいよという通知を出すだけで、言</p>

	<p>うなら何の強制力もないといったものです。次に、勧告というの、要するに文書の通知になります。少し強くなるといったところで、何とも思わない人は何とも思わないかもしれません。一つ方法として、柳川市が持っているものは、氏名の公表というのがあります。こうやって基準があるのに、守らなかった方がいますよという氏名の公表をするという手段を持っておりますので、その氏名の公表をするというのは全国的にもされているところも多いので、方法としてはあります。変更命令というのが一番強いのですが、これは全国的にあまり事例がありません。変更してくださいという風に命令をして、実際に変更していただくといった形になります。現実的には、全国的にも、助言、指導、勧告、氏名公表までというのが、全国的な強さになります。</p>
大森委員	<p>それは、あくまでも事前相談があった場合ですよね。今回みたいに事前相談がない場合は。</p>
事務局	<p>届け出がない場合は、罰則規定がありますので、罰金という形があります。</p>
佐々木委員	<p>景観条例とか、樹木を大切にしましょうとか、よく市報に掲載していただいていますよね。この議案第1号のマンションではなくて、ある事例という例を出して、こういう色でこういう建物を建てられました。その結果、景観条例を持っている行政がこういう指導をして、結果、改修なり、手直しをせざるを得なかったという事例が柳川市にあるんですよというのを、こういうフローチャートではわかりませんから、市民の皆さんが景観条例は何たるかと、ただ古かよか街とか、掘割を大事にすればよかろうもんみたいな認識だと思うので、いろんな事例を、先ほどの良い事例を含めてですね、広く市民の皆さん、やっぱり住んでいる人、家を持っている人に知ってもらうのが大事なので、啓蒙啓発というのを考えてもらえればと思います。</p>
柴田会長	<p>どうでしょうか。</p>
事務局	<p>参考までに、前回審議会で議題となった店舗が、届け出と違う施工をしたというところで、指導を行っております。</p>
柴田会長	<p>指導でしょうね。指導は絶対でしょうね。</p>
田中委員	<p>審議会名として、指導でいいと思いますけど、大森委員がおっしゃったように、このラインに入っていないので、行政的には違った言い方かもしれませんが、嚴重注意とかで、そもそも届け出ないのが問題ですということを、指導になるかと思えますけど。明記した方がいいと思います。</p>
柴田会長	<p>それは明記していただくようにしましょう。</p>
田中委員	<p>景観行政ではなくて、普通の行政的に手続きが間違っていますよと。</p>
柴田会長	<p>もう少し実効性を上げることを考えないといけないでしょうね。</p>

山口委員	<p>イゴスの山口です。今、景観審議会があつて、それから景観アドバイザー制度が一応あるわけですが、景観アドバイザーとして、何かして欲しいという依頼は、特別に皆さんに案件としてあつたんですかね。要は、景観アドバイザー制度はこの図式の中で、どこで発動されるというか、どこでアドバイザーが働く場面があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>事前協議の段階になります。一番、景観アドバイザーの方をお願いする事例が多いのが、どちらかというと公共事業になります。公共事業の橋を架けるとか、建物を建てるかというときは、計画の段階から携わっていただけるので、そういったところで景観アドバイザーの先生方にご相談をしております。民間の場合は、あまり事例がありませんが、事前協議の段階で協議に応じていただける場合に、景観アドバイザーの方に相談もできますよと、応じていただける方はその場を設けているという形です。あまり事例がありません。</p>
山口委員	<p>これまであまり事例がなかったということが一つあると思うんですね。私、たまたま宮崎の日向市で10年ぐらい景観アドバイザー協議を続けています。事前協議段階、すなわちアドバイザー協議においては、建築と色彩専門家という立場ですが、要はお施主さん側をお願いするというようなスタンスで話しています。基準がこうだから、これを守ってくれという言い方でなく、対立するような関係ではなくて、行政の方がいらっしゃり、お施主さん、それから建築士の皆さんが同じテーブルについて、我々が事前に情報をいただいて、このようにしたらというご提案をさせていただきます。例えば、色だったら、ここを明るさをもう少し度数上げた方がいいのではないかと、下げた方がいいのではないかと。結果、こうなって良くなりますよっていうことをお見せすれば、皆さん変えてくださるんですね。そういう協議の仕方が望ましいと思います。それは、たまたま日向市の場合は、10年間、小さな低層住宅も全てにおいて協議、公共建築物も協議し100件ぐらいやってきましたから、それらが結果として出て、一つのまち並みの雰囲気をつくることのできたのだと思います。事前のところでの協議のあり方、もちろんコストもかかるので予算化の問題とかあるかもしれませんが、今まで公共建築物の協議が多かったということですが、民間の建築物もそういうスタンスでやっていかれた方がいいのではないかと。せつかくアドバイザーがいるんですから、活用していただいたほうがいいのではないかと思います。</p>
柴田会長	<p>おっしゃるとおりですね。先ほど褒めるのも大事と、田中委員がおっしゃいましたけど、他市はそうやってお願いして、変えてくれたら、協力してくれた建物なんだよとプレートを貼ってあるんですね。そういう価値付けをやっているんですね、そういう制度というか、仕組みも考えていった方がいいですね。</p> <p>では、議案第1号、議案第2号ともに、事前届出がなされなかった件について、指導を行うということで。文面については会長に一任という形でよろしいでしょうか。</p>

	<p>《異議なし》</p>
柴田会長	<p>続いて、議案第3号ネット改修工事について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務局による説明】</p>
柴田会長	<p>ご意見ご質問いかがでしょうか。</p>
大森委員	<p>掘割沿いということもあって、風景もいいし、堀の反対側には緑もあって大変いい場所ですので、できるだけ目立たないようにした方がいいと思いますので、支柱はちょっと白すぎます。もう少し明度を落とした、グレーの近いのに、グレーのネットというのがいいのではないかと感じました。</p>
横山委員	<p>野球場で決まりがあるかなと思って、ネットで調べましてみましたが、色彩については決まりはありません。ただ、野球のボールが見えにくい色は避けた方がいいと。だいたい、グリーンとかブルー系統が多いそうです。ボールが見分けづらいような色を避けるというように書いてありました。</p>
佐々木委員	<p>外堀の散歩道のコンクリートの柵ですね、これはブラウンでしょ。城堀、散歩道、その辺はその時々で改修をしていくじゃないですか。イメージも変わるデザインも変わる。ガードレールも含めて最近茶色とかありますよね。そういうのをどういうイメージで、カラーで統一をしたらいいのか、統一しない方がいいのか、ちょっとイメージがわからないのですが、その辺のところも考慮すべきではないかと思います。</p>
柴田会長	<p>私がこれを最初に聞いたとき、グリーンはないだろうと思ってたんですけど。実際、ブラウン系でもグレー系でも、たぶん景観的にはどちらでもいけるのではないかと個人的には思うんですけど。すぐ掘割があって歴史的な地区に近いということ。ボールと似た色じゃない方がいいということと、すぐ横の柵がブラウンですね。であるならば、第一候補はブラウンでお願いするというのが妥当である気がしました。大森委員がおっしゃったように暗めのグレーでも全く問題ないと思うんですけど。グリーンだけはやめてもらいたいというのが私の意見ですね。</p>
事務局	<p>支柱とネットがありますが。</p>
柴田会長	<p>色を合わせる。別々の色にしない。</p>
田上委員	<p>基本的に柴田会長の話でいいと思いますけど。大森委員も私も建築と設計をしていますので、なるべく材料そのものの色を活かした方がいいんですよ。コンクリートはコンクリート。木は木。あまり人工的な色を使わないというのが原則に考えられた方がいいかなと。グリーンはどうしても自然の色の近づきませんから。グレーかブラウンのどちらか。</p>

<p>山口委員</p>	<p>色の考え方を申し上げたいと思います。高さがありますから、人の目線で見れば、柱の部分は空が背景になることが考えられますよね。そうすると、人の目線から見上げるような形でネットとか支柱が目に入ってくると考えれば、今の暗めのブラウンの支柱があって、一番左上の事例だとあれより今回のネットはもっと高くなるんですよね。支柱の部分もかなり目に入ってきますので、できれば明るすぎることもなく暗すぎることもないという、ちょうど肌の色が持っている明るさレベル、すなわち明度が6とか5とかその辺の中間の辺りぐらいで、色相は無彩色でもいいのですが、自然界に合わせようと思うならば、YR系で10YR、5YR。彩度が0.5とか1とか、グレー近い状態になるようにしたらどうか。言い方を変えると、グレーだけど、少し暖かい色の含みがあるようなグレーにする。常備色以外でも対応が可能ということですから、そういう風に合わせることもできると思いますので。10YRでした方がいいかもしれないですね。明度を中間ぐらいにするとなじみやすい感じになるのではないかなと思います。既成のグレーは3.5ですよ。そうやって明度を少し落とすと景観になじみやすくなるのではないかなと思います。基本的に皆さんがおっしゃるようにグリーンはなしかなと。茶とグレーの間のもにすると、これは私の個人的な意見ですけどもそう思います。</p>
<p>田中委員</p>	<p>後はコストの問題で、橋梁とかだと、塗り直しがお金がかかるので、耐蝕性の塗料が基本的には茶色とかこげ茶ぐらいですよ。そういう意味でもコスト面も抑えられるので、その辺でどうですかというのがいいのかなと。ネットについては一応メーカーのものがあるってということですけど、個人的には緑のネットが普通かなと思います。バッティングセンターとかなんか緑でしょ。茶色のネットが逆に違和感があるなと思ったんですけど。</p>
<p>柴田会長</p>	<p>こういう事例ほどやっぱりアドバイザーが入るとですね。色の問題だけではないので。先ほどからみんながおっしゃっておられる、存在感と透過性を高めるという基本的な方向性なので、例えば柱の本数をどれだけ減らせるかということになってくると、柱の1本1本の太さを少し調整することで、柱の本数を減らせる。もしくは柱自体の径を細くして、柱の存在感を消す。構造物側のデザインのやり方によっても対応が変わってくる。だから、色だけの問題だけではないアドバイザーの協議も実際の現地で。後、設計者と直接やり取りをすることで、景観の検討もできるんですよ。</p> <p>支柱とネットの色を合わせるということ、ネットや柱の存在感を調整するといったところからすると、グレーの支柱、ネットといったところを軸に候補で提案します。その他細かい文言は会長に一任ということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p>
<p>柴田会長</p>	<p>続いて、議題を進めていきたいと思います。6の報告をお願いします。</p>

事務局	【事務局による説明】
柴田会長	<p>景観まちづくりに関する樹木保存ですとか、沖端地区に取り組みですとか、今年度も、非常に事務局、がんばって精力的に動いていただいたかなという報告があったと。</p> <p>報告の中で、補足しておきたいのは、アクセントカラーの景観協議に関わる屋外広告物についてです。結局、一番景観に問題がありそうな魚の絵と大きな文字には口出しができなかったということなんですよね。屋外広告物の範囲になっている。県の屋外広告物条例の範疇になってしまって、口出しができなくて。あと、コーポレーションカラーになかなか踏み込めなかったということがこの案件の非常に大きなポイントです。この次、景観計画の修正についてされますけど、もう一つは屋外広告物に対する規制が柳川市は非常に弱いというところが今回この問題が非常に象徴的であるということが補足になります。</p> <p>今年度、来年度の報告はよろしいでしょうか。ご意見ご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>(3) 景観計画の見直し及び屋外広告物の対策について、説明をお願いします。</p>
事務局	【事務局による説明】
柴田会長	<p>ありがとうございました。先ほどの今年度、来年度の取り組みに合せて、景観計画の見直し及び屋外広告物の対策について、両方の説明に対して、ご意見ご質問はいかがでしょうか。</p>
佐々木委員	<p>30年度の取り組みで、特に沖端地区の住民の皆さん、関係者でワークショップをされたり、いろんな取り組みをされたりしていますが、柳川の観光客が140万人に増えたということで、市長は大喜びで宣伝されていますけれども、特に外国の方が多くなって、先ほどパソコンショップのけばけばしい看板がありましたが、特に重要なエリアの広告・看板のけばけばしいのが目立つんですよね、特に最近。景観条例では規制できない。県の条例、管轄外とかという話がありましたが、せっかくワークショップをされて、観光協会の方とか商店会の方いらっしゃるわけですよね。そこで議論していただきかったことと、観光協会内で屋外広告物はこういう色彩にしていこうとか、そういう協議をしていただいて、結局けばけばしくなると柳川の情緒も崩れる。観光にも影響するという議論をしていただくような呼び水を。自分たちで広告、景観を改善していこうというような。業者界の方々にも協力を要請して、意識を持っていただくということが大事ではないかなと。ある観光協会の会員さんが、柳高のところに、けばけばしい大広告をつけてらっしゃる。自分のことは目立っていいんでしょうけど、果たしてそれが柳川が目指すべき姿なのか。業界団体として、景観に対する意識を持っていただくような努力を。そういう取り組みをしていただきたいと思います。</p>

田中委員	<p>この4件についてはもちろんやっていただきたいんですけど。加えて、庁内連携をもっと進めていただきたい。名勝の委員会でも、これと同じぐらいのボリュームのことが実はできているんですよ。でも、両者に連携がないのが非常に残念で、もったいないとしか言いようがなくて。もちろん公民連携は大事なんですけど、柳川市の職員さんの中で、もっと勉強会とかをして、景観というのを軸に、景観と、環境と、あと観光ですね。この3つのKをやったり支えているのは掘割なので、柳川らしい職員研修みたいなのを、それぞれ柴田会長、高尾先生と、私もやっていいですし、そうやって、まず職員の意識を変えることによって、だいぶ事前調整できるんじゃないかなと思って。そこが一番コストカットになると思いますし。皆さん、仕事が多すぎる。働き方改革と合わせて、是非そこをやってもらったら、この4つもやってくれるんじゃないかなと思って。ちょっと時間がかかるかもしれませんが、正に文化財もそこを変えていかないことになってまして、今度活用の方が、より整備に近くになるので、整備部局と一緒にルール作りをやっていくというのが、根本的に必要なので、是非この4つの取り組みをやっていただくとともに、庁内連携を強化するというのを提案したいと思います。</p>
大森委員	<p>屋外広告物の対策なんですけど、景観計画をもっているところは屋外広告物条例を独自に作れますので、条例を作られた方がいいのではないかと。城堀地区、田園地区、沿道地区とか分けてですね。普通、どこもそういう風にエリアを分けて屋外広告物条例を持っていますし、にぎやかであってほしいところ、あるいは規制するところもありますので、これは是非、屋外広告物条例まで作られた方がいいのではないかと思います。そこまでやるということなのか、対策までしか書かれていないので、条例を作るということが入っていないので。これはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>条例まで目指していきたいとは思っております。まず、今回は出させていただいたような内容の対策を検討させていただきたいと思っております。</p>
大森委員	<p>例えば、佐賀市はある時一気に厳しくして、違反しているのは自分たちで撤去をされて。佐賀の特徴である空が見える、空が広いということをずいぶんPRされて、特に交差点の看板なんかを自分たちで取られてますけど。ある程度の覚悟はありますけども、それがデザインのクオリティを上げる結果になるとか、力を注ぐところがでっかい看板ではなくて、看板の内容の方に、デザインの方になったということもありますので、覚悟を決められた方がいいのではないかと思います。</p>
柴田会長	<p>私も全くそう思います。条例化は避けては通れないと思います。そこを見越しながら、今年中にとというのは、かなりハードルが高いかもしれませんが、そこを見越しながらやることは絶対だと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p>

柴田会長	<p>以上ですね。本日はたくさん意見が出ましたので、議事録等々もまとめていただいた後、再度、会長と事務局で確認をして、次の方に。指導であるとか進めていきたいと思います。</p>
事務局	<p>柴田会長ありがとうございました。先ほど会長から言われましたとおり本日の指導内容等につきましては、今後会長と事務局で調整をさせていただきたいと思います。最後に報告しました31年度のこういった見直しから体制作りまで、最終的には屋外広告物条例を目指していくというところまで、事務局としてはやっていきたいと思いますので、皆様のご協力を、1年では終わらないと思いますが、お願いしたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。</p>